

定 款

(2025年6月13日改正)

愛 三 工 業 株 式 会 社

愛三工業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、愛三工業株式会社と称し、英文では、
A I S A N I N D U S T R Y C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 自動車、産業用運搬車両、船舶、航空機等の各種輸送機器用および
紡織機用部分品の製造・販売・修理
- ② 内燃機関および内燃機関用部分品の製造・販売・修理
- ③ 一般機械器具、産業用機械器具およびその部分品の製造・販売・賃貸・
修理
- ④ 宇宙機器および宇宙機器用部分品の製造・販売・修理
- ⑤ 発電機器ならびにエネルギー関連の設備、機械器具およびその部分品の
製造・販売・賃貸・設置・修理
- ⑥ 発電ならびに電力の供給および販売
- ⑦ 切削工具および金型の製造・販売
- ⑧ 情報処理・情報通信に関するソフトウェアの開発、サービスの提供
および機器・システムの製造・販売・修理
- ⑨ 労働者派遣業
- ⑩ 建設工事および土木工事の企画・設計・監理・施工・請負
- ⑪ 不動産の売買、賃貸、管理、仲介等に関する業務
- ⑫ 自動車運送取扱事業および産業廃棄物処理業
- ⑬ 事務用品、家庭用品、レジャー用品、衣料品、装身具、食料品等の
販売およびそのあつ旋
- ⑭ 給食業務、飲食店業および温泉利用施設の運営
- ⑮ 損害保険代理業、生命保険募集業および総合リース業
- ⑯ 前各号に定める製品・部分品の応用製品の製造・販売
- ⑰ 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティング、発明研究
およびその利用
- ⑱ 前各号に付帯関連するいっさいの業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県大府市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞および中日新聞に掲載して行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9千万株とする。
2 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すべき旨（以下買増しという）を請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条2項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式ならびに新株予約権の取扱いに関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株主総会

(定時および臨時株主総会)

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。
- 2 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか名古屋市において、これを招集することができる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。
- 2 会社法第309条2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。

(総会の議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。

- 2 取締役会長および取締役社長が、いずれも欠員またはさしつかえあるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序にしたがって、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第18条 当会社に、取締役10名以内を置く。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

- 2 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって当会社を代表する取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長若干名を置くことができる。

(相談役)

第22条 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。

(取締役会)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

2 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決するという取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

3 前2項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第423条1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任につき、当該取締役が職務を行なうにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議によって会社法第426条1項の定める限度において、損害賠償責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第25条 当会社に、監査役5名以内を置く。

(監査役の選任)

第26条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会社法第329条3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(常勤監査役)

第28条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会)

第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

- 2 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第423条1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む)の責任につき、当該監査役が職務を行なうにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議によって会社法第426条1項の定める限度において、損害賠償責任を免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条1項の規定により、監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第32条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払うものとする。

- 2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条5項に定める金銭による剰余金の配当をすることができる。
- 3 当社は、前2項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条1項各号に掲げる事項を定めることができる。
- 4 未払の剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

(剰余金の配当等の支払免除)

第33条 配当財産が金銭である場合は、支払提供の日から3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。